

# 浄化槽新規設置者講習会の 開催案内及び実施方法の検討

東部健康福祉センター

○大場舞、矢込歩、安達優輔、八巻知里、  
渡邊由佳、中川寛基、菅谷則子、相曾いずみ、  
横山玲子、山本祥充、勝又健次

# はじめに

## ■ 浄化槽の設置に関する手続

- 浄化槽の入替、汲取り便所を浄化槽に改造する場合  
→ 浄化槽設置届出書
- 建物の新築又は増改築の際に浄化槽を設ける場合  
→ 建築確認申請 → し尿浄化槽に関する通知書

## ■ 浄化槽台帳の作成

約12万基分（東部H C管内の8市4町分）  
を作成・整備

# 浄化槽新規設置者講習会（1）

## 目的

浄化槽の維持管理等の周知

使用開始後  
3～8か月

### 7条検査 (設置後水質検査)

- 工事が適切に行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているか否かを確認

※浄化槽法第66条の2  
30万円以下の過料

年3回以上  
(処理方式等により異なる)

### 保守点検 (点検・調整・修理)

- 汚泥状況の把握、ブロワ等機器の点検、消毒剤の補充により、浄化槽機能の維持

※浄化槽法第62条  
6月以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

年1回以上  
(全ばっ気式は年2回以上)

### 清掃 (汚泥の引き抜き)

- 汚泥の引き抜き、付属装置の洗浄、内部状況の確認により、浄化槽の機能を回復

※浄化槽法第62条  
6月以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

年1回

### 11条検査 (定期検査)

- 保守点検、清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認

※浄化槽法第66条の2  
30万円以下の過料

# 浄化槽新規設置者講習会（2）

## 方法

～令和元年度 | 対面方式 | 市町ごと年1回開催  
令和2年度～ | 動画配信



## 対象者

浄化槽新規設置者（前年度に浄化槽設置の手続をした人）

東部H C管内の約1000人を対象に毎年実施

# 浄化槽新規設置者講習会（3）

## 業務の流れ

資料・発送リスト作成

資料の印刷・折り

宛名ラベル作成、貼付

資料を封筒に封入

チェック（課員）

チェック（課長）

発送

講習会動画の視聴

講習会修了確認書の記入  
（浄化槽使用開始報告書）

書類の提出（郵送等）

提出物の確認・集計

設置者が実施




# 送付物の見直し

## ■ ハガキで案内することのメリット

- ・ 作業量の減少
- ・ チェック工程の簡略化
- ・ 郵便料金の削減
- ・ 消耗品類の費用削減

## ■ 工夫した点

- ・ いかに簡潔に伝えるか
- ・ 怪しくない、難しくない  
(なるべく)

<p>浄化槽新規設置者 様</p> <p>静岡県東部健康福祉センター 生活環境課長</p> <p>浄化槽新規設置者講習会（動画配信）のお知らせ</p> <p>本県では、毎年、浄化槽新規設置者を対象として、動画配信による講習会を開催しております。 このはがきの下部にある二次元コードから、「令和6年度浄化槽新規設置者講習会特設サイト」を御確認いただき、<b>令和6年10月31日（木）</b>までに以下の手続をお願いします。</p> <p>(1) 講習会動画「浄化槽の必要な維持管理について」（約11分）の視聴 (2) 「講習会修了確認書」（アンケート）の回答（約5分） (3) 「浄化槽使用開始報告書」の提出（約5分）</p> <p>お忙しい中とは存じますが、浄化槽を適正に維持管理していただくため、御協力をお願いいたします。</p> <p>※URL:<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/fukushicenter/tobukenko/fukushi/1004101/1004103/1065963.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/fukushicenter/tobukenko/fukushi/1004101/1004103/1065963.html</a> ※インターネット環境がない場合や御不明な点は、宛名面の問合せ先まで御連絡ください。</p> <p>※このお知らせは、令和5年4月から令和6年3月までに浄化槽設置の手続をされた方にお送りしております。</p> 	<p>料金後納 郵便</p> <p>〒410-8543</p> <p>沼津市高島本町1-3</p> <p>〇〇 〇〇 様</p> <p>&lt;連絡、問合せ先&gt; 静岡県東部健康福祉センター 生活環境課 電話番号 055-920-2135</p> <p>No. 123</p>
---	--

送付にかかる作業量は約3日、費用は約5万円削減できた<sup>7</sup>

# 特設サイトの作成



サイト内検索

検索 🔍

検索の方法



防災・緊急情報

閲覧補助

Foreign language

ホーム

目的から探す

テーマから探す

組織から探す

県政情報

現在の位置: [ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [各地区福祉センター](#) > [東部健康福祉センター・東部保健所・東部児童相談所](#) > [各部署の業務内容と電話番号](#) > [東部健康福祉センター\(生活環境課\)](#) > [令和6年度浄化槽新規設置者講習会特設サイト](#)

## 令和6年度浄化槽新規設置者講習会特設サイト

### 動画「浄化槽新規設置者講習会」

YouTubeで動画「浄化槽の必要な維持管理について」(約11分)を配信しています。

[▶ 浄化槽新規設置者講習会動画\(外部リンク\)](#)

### 【講習会資料】

[📄 1.浄化槽を使用する皆様へ \(PDF 1.6MB\)](#)

[📄 2.浄化槽について必要な管理と手続き \(PDF 207.2KB\)](#)

[📄 2-2.浄化槽届出 \(PDF 86.4KB\)](#)

[▶ 3.浄化槽使用開始報告書](#)

電子申請が可能です。浄化槽の使用開始の日から30日を過ぎてしまった場合でも、電子申請で提出できます。

ホームページ上に  
動画のリンクと資料を掲載



# 提出物の提出方法の見直し

## 令和6年度浄化槽新規設置者講習会特設サイト

### 【講習会資料】

①

- 3.浄化槽使用開始報告書  
電子申請が可能です。浄化槽の使用開始の日から30日を過ぎてしまった場合でも、電子申請で提出できます。

① 浄化槽使用開始報告書  
→ 電子申請サービスを利用  
(年数件→83件)

### 修了確認書

~~こちらの確認書に回答をお願いいたします~~

必要事項をご記入いただき、「申込み」ボタンを押すと、回答が送信されます。

電子申請サービスの利用者登録がなくても、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から進むことができます。

② 講習会修了確認書・  
→ 電子申請サービスで新規作成

②

- [修了確認書\(外部リンク\)](#) □

### 【法定検査を申し込む】

~~法定検査の申し込みは完了していますか~~

法定検査は毎年1回受けなければなりません。

↓ 申し込みは書類申込またはweb申込ができます。

- [4.浄化槽法定検査依頼申込書 \(PDF 106.1KB\)](#) □

- [5.浄化槽法定検査の約款等 \(PDF 82.8KB\)](#) □

③ 法定検査申込み→web可

①～③が  
スマートフォンで完結！

③

- [一般財団法人静岡県生活科学検査センター 法定検査web申込方法\(外部リンク\)](#) □  
↑ webでの申込はこちら

## 講習会受講率の比較

- 昨年度及び今年度の浄化槽新規設置者講習会の受講者数（修了確認書の提出数）を比較した。
- 修了確認書の電子化により受講率が向上することを期待したが、今年度の受講率は昨年度に比べ4.9%低下した。
- 電子化により気軽に受講ができる一方で、電子申請システムには必須入力や全角・半角などの入力規則があり、入力の障壁になった可能性がある。

# まとめ

← 設置者が実施 →

資料・発送リスト作成

資料の印刷・折り

宛名ラベル作成、貼付

資料を封筒に封入

チェック（課員）

チェック（課長）

発送

講習会動画の視聴

講習会修了確認書の記入  
（浄化槽使用開始報告書）

書類の提出（郵送等）

提出物の確認・集計

講習会の受講率の向上には至らなかったが、業務量（約4日）と費用（約5万円）を削減することができた。

今回の取組を参考に、今後の講習会の開催案内と実施の方法について検討し、受講率の向上につなげていきたい。